

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和5年12月25日(月) 午後1時30分～2時35分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 欠 席
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 前田 篤史 木場 香 中山 楓

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
5. 議 事
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第28号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定
議案第29号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
6. その他

事務局長	<p>皆さんこんにちは。まだ森計人委員がみえていないですけども、定刻となりましたので12月期の総会を開催したいと思います。本日は田中委員さんが欠席とうことでございます。次第を見てもらうとわかりますけど、今日は議事の方が多いかと思いますけども最後までよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>皆さんこんにちは。押し迫ってからの忙しい中、総会にご出席いただきありがとうございます。先ほど事務局長から話がありましたように、29号におきまして関連はしていますけど16件の議案があります。そういう事で今日もスムーズに行くように皆様方のご協力をお願いしまして進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは早速始めさせていただきたいと思っております。まず3番の「議事録署名人の指名について」という事で、4番の出口委員、5番の林田委員の方をお願いしたいと思います。4番の報告事項はございません。それでは5番の議事の方に入っていきたいと思っております。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、3ページご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。1件目が里郷の1395番、畑1筆、138㎡、売買で1筆418,000円となっております。野菜を生産予定ということで備考に書いておりますけども、6月に隣接地である里郷の1396を取得されております。これと併せて野菜を作っていく計画となっております。本当はこの時にここも買いたかったようなんですけども、持主さんが未相続で7月に相続が終わっているようですのでまた上がってきたとなっております。</p> <p>2件目です。三根郷の2760番、田1筆、1,690㎡の売買ということで反の600,000円、2759-1と割田となっております以前より併せて耕作中となっております。備考欄ですけれども最近12月に売却のために譲渡人の相続をされて、譲受人へ売却をされる計画となっております。</p> <p>4ページになります、3件目です。彼杵宿郷の380番他9筆ですね。田んぼが6筆、畑が4筆、計10筆で6,528㎡、親子間の生前贈与となっております。特に説明することはないです。</p> <p>5ページ以下は場所になります。まず5ページですけれども、下の図で白の点線で囲んでいる所が下の書いていますとおり6月総会で許可をして購入された土地です。</p> <p>6ページのここも白丸で囲んでいますけれども、ここが譲受人のお父さんの名義の土地で2759と2760と一体的に使われている状況となっております。</p> <p>7ページ・8ページは3件目の親子間の贈与で、簡単に地図で場所だけ示しております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは1番の方から進めていきたいと思っておりますけども地元委員の入江委員さん何か補足とかありましたらお願いしたいと思います。</p>

<p>議長</p>	<p>何もないですかね。それでは何もないということで事務局が説明したとおりなんですけども、委員の皆さん方から意見とかご質問とかありましたらお願いします。</p> <p>何もないでしょうか。無いようでしたら採決の方に入らせていただきたいと思います。</p> <p>1 番にしまして、問題ないということで許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可する方向で進めていきたいと思えます。</p> <p>続きまして、2 番につきまして質疑応答に入りたいと思えますけども、ここの担当が森委員さんであるんですけども、私にもちょっと相談がありまして内容的には先ほど事務局からあったとおりです。特段何も問題は無いかと思っておりますけど、委員の皆様方からご質問とかありましたらお受けしますけども、ある方は挙手をもってお願いします。無いようですので採決の方に入らせていただきます。2 番の件につきまして、許可する事に問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして3 番です。親子間の生前贈与ということで事務局から説明があったとおりです。特段問題は無いと思えますけども、これにつきまして質問・ご意見あられる方は挙手をもってお願いします。無いでしょうか。無いようですので採決の方に入らせていただきたいと思います。3 番につきまして許可することに問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。これで27 号の方は終わりたいと思えます。</p> <p>続きまして議案第28 号「農業経営基盤強化促進事業による権利設定について」ということで2 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、9 ページご覧ください。基盤強化法第18 条第1 項の規定による農地利用集積計画（所有権移転）について、基盤強化法の基本要綱の第9 の3 の(1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。所有権移転が2 件です。</p> <p>1 件目、大音琴郷723・727、樹園地が2 筆で3,319 ㎡、茶畑の売買が2 筆で1,090,000 円となっております。備考に書いておりますけども令和5 年の10 月に譲渡人の相続が完了されて、実際にずっと譲受人が作っていたんですけどもそこに売却をします。</p> <p>この相続をされる前に6 名共有とかで非常に貸借も困難だったということでその契約もされてなかったんですけども、業者さんが鉄塔がらみだと思えますが事務の手続きを手伝ってられるようで、今回相続も完了して売買も出来たという内容になっております。</p> <p>2 件目に行きます。瀬戸郷の298-1、1 筆803 ㎡、水田の売買で1 筆200,000 円。こちらも以前より借りて耕作されてる水田を購入されるということです。</p> <p>10 ページ11 ページが地図になります。10 ページが大音琴の方ですけども、729-1 に</p>

議長	<p>つきましては、既に譲受人の名義となっており、一緒の茶畑なんですけども 723 と 727 で作っていたところを今回購入するとなっております。</p> <p>11 ページは 298-1 の横にある 297 も譲受人のお父さんの土地ということで耕作されるとなっております。説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。まず 1 番の方ですけども地元委員さんから補足とか説明とかございましたらお願いしたいと思います。その他の委員さんからもご質問とか意見とかありましたら挙手をもってお願いします。何も無いでしょうか。何も無いようでございますので、1 番につきまして採決を取りたいと思います。1 番につきまして許可することと問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>引き続き、2 番の方について、地元委員さんから補足とかございましたらお願いしたいですけども。特段何も無いでしょうか。無いようでしたら他の委員さんからご質問とかご意見とかございましたら挙手をもってお願いしたいと思いますけども。</p> <p>無いようでございますので、採決の方に入らせていただきます。2 番につきまして許可するというところで問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。議案第 28 号につきましてはこれで終わらせていただきます。</p> <p>議案第 29 号に入ります。議案第 29 号「農地中間管理事業による農地利用集積計画について」ということで 16 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、12 ページ、基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>まず 1 件目です。口木田郷の 222 番、田 1 筆 779 m²の貸付となっております。水田で 5 年間の使用貸借、もともと中間管理事業を使って貸借をされておまして、12 月に終期が来るということで契約の更新をされております。場所につきましては 14 ページの 222 のご自宅の近くのところを借りる内容となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。契約の更新ということで何も問題ないと思いますけども、何かご質問とかご意見がありましたら挙手をもってお願いします。</p>
宮脇委員	<p>私が地元なのでちょっと説明します。5 年間滞りなく管理されて問題ないと思いますので、許可する方向でよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。その他ご意見とかご質問とかないでしょうか。ないようでしたら採決の方に入らせていただきたいと思います。1 番に関しまし</p>

	<p>て問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは2番の方を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、12ページ2件目です。口木田郷712番、田1筆1,649㎡。水田で5年間の使用貸借。こちらも先程と同様に終期に伴う契約の更新となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。2番につきましてご意見ご質問、補足とかございましたらお願いしたいと思っておりますけども。</p>
宮脇委員	<p>1番と一緒にです。</p>
議長	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。ということでそれではご質問等なければ採決に入らせていただきたいと思います。2番につきまして許可する事で問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 2番まで終了しまして3番を事務局お願いします。</p>
事務局	<p>はい、13ページをご覧ください。彼杵宿郷2362-1、樹園地1筆858㎡。茶畑1筆5,000円、11年間の貸付となっております。隣接地の2363も耕作中ということで、図面が15ページにございます。下の図、白い点で囲んである所が借受人がすでに耕作中ということで、そこも併せて作っていくと、2362-1も貸付人が管理をされていると思うんですけど、東京の方の所有地ということでなかなか契約が難しいようです。説明については以上です。</p>
議長	<p>はい、それでは何かご質問があられる方はいらっしゃいませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。賛成と思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで、許可相当ということでよろしくをお願いします。引続き4番から説明をしていきます。関連しておりますけども一度途中で11番くらいで切った中で判断をして頂ければと思いますので、まずは事務局の方より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、16ページからです。右上の方に書いてますけども、No.4~16は借受人が同一会社ということで、議案の形式も簡略化したものに変えております。図面も場</p>

	<p>所ごとにまとめてこのような形式で表示をしております。No.4 からNo.11 が構成役員さんが元々耕作されていた土地が主になります。</p> <p>No.12～16 が木場地区で元々作られていた土地が多いのでそこで一回切って説明していきたいと思います。</p> <p>先ず、4 番ですけども彼杵宿郷 1457-1 他 10 筆です。田が 9 筆、畑 1 筆、他農業用施設が 1 筆で計 11 筆、6268 m²。構成役員の個人名義から会社名義への貸付。赤木の水田とかご自宅の近くの苺ハウス利用です。5 年間で使用貸借となっております。所有者自身も法人の役員になられているという事で、法人への集積を図るという内容となっております。</p> <p>続けます、5 番です。八反田郷 1022-1 の一部 481 m²のうち 200 m²と 1023-2、瀬戸郷の 782、田 3 筆、計 1598 m²ですね。利用目的は水田、3 筆で米 90kg、5 年間の貸付で法人の役員さんの耕作地を法人で新規に借り受ける。以下、同じような備考となっております。</p> <p>6 番です。八反田郷 1156-1、1175-1、1177-1、1179-1、瀬戸郷 229、230-1、田 6 筆 3,893 m²、水田で 6 筆、米の 90kg、5 年間の契約となっております。</p> <p>次のページです、No.7 です。瀬戸郷 1164、1164-1、1165、田 3 筆、計 1,812 m²、水田で 3 筆、米の 60kg、5 年間の契約となっております。</p> <p>No.8 が八反田郷 1023-1、田 1 筆、1,127 m²、借受ということでこちらは苺の苗床になっている土地です。1 筆 30,000 円、5 年間の契約となっております。</p> <p>No.9 が八反田郷の 1063-1、田 1 筆 1,061 m²、水田でこちら 5 年間の使用貸借契約となっております。</p> <p>No.10、瀬戸郷の 1163、田 1 筆 1,232 m²、水田で 5 年間の使用貸借となっております。</p> <p>No.11 が瀬戸郷 1277-2、田 1 筆 1,063 m²、こちらは苺ハウスですね、1 筆 40,000 円、5 年間の借受となっております。一旦ここで切ります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。4 番から 11 番までの説明をしていただきましたけど、これに関しましてご質問とかご意見とか補足とかございましたら挙手をもってお願いします。</p>
2 番の宮脇委員さん、どうぞ。	
宮脇委員	<p>2 番の宮脇です。別に貸し借りについての異存はございませんけども、会社の組織体としては代表者をお伺いしてますけど、他にどなたか従業員とか何名くらいいらっしゃるのか把握されていれば教えてください。</p>
事務局長	<p>今現在は、3 名だと思うんですけど、募集をされていて確定かはわかりませんが一人は決まったような話を聞いております。</p>
宮脇委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>

議長	<p>その他、質問とか無いでしょうか。無いようですので、採決の方に入らせていただきます。それでは4番から11番までの件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。引き続き12番から後の残りの分の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>はい、19ページ、一番下の12からですね。木場郷1085番、田1筆1,438㎡、水田で反の9,000円、こちら年度末までで3年3ヶ月となっております。</p> <p>次のページです、20ページ。13番、木場郷1096-1、田1筆1,179㎡、利用目的は水田で反の9,000円、こちらは5年3ヶ月の契約となっております。法人役員さんが個人から法人で借受ける。</p> <p>14番が木場郷1099-2、田1筆329㎡、水田で使用貸借での5年3ヶ月。15番、木場郷2003-1、田1筆1,124㎡、水田でこちらも使用貸借で5年3ヶ月となっております。</p> <p>16番が木場郷の1996、1997、2003-2、2003-3、2225、2228-2、田6筆8,006㎡、水田で反の9,000円、5年3ヶ月の契約となっております。そのうち、2225のみ、ここも一緒に管理をして欲しいので無償として加えるということのようです。場所につきましては22ページから表示していますが24ページまでが前半説明したところを場所ごとに付けております。25ページが木場の分ですね。今、説明したところと概ね2ヶ所あります。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今、ご説明いただきましたけども、この件に関しまして質問とかご意見とかございましたらお受けしますけども。新規での受付は12番だけですね。あとは役員さんの田畑を会社が借受けるという形ではありますけど。何かご質問とか無いでしょうか。</p>
森武敏委員	<p>2番の森です。先程の関連ですけども、その会社は、田んぼと苺が主ということですが、実際面積的にどれくらいされているのかを知りたいのですが。</p>
山口委員	<p>6番の山口です。苺の方ははっきりわかりませんが、田んぼの方は木場の方が3町に近くくらい作られています。あと、八反田とか瀬戸とかの面積がプラスになって5町までは行かないと思いますけど4町くらいはされていると思います。それで、宮脇委員さんの方から質問があった件ですけど、一応二人がメインでお父さんが田んぼの方は耕したり手伝ってもらっているみたいですが、本人達も田んぼの方がなかなか追いつかないということで正社員は未だ見つからなくて、今は季節パートで雇われているようですけど、将来的には若い数人の常時雇用が出来て、今どこの地区でも担い手不足になっているので、会社から社員の派遣が出来</p>

	<p>たらいいなという話はされています。情報的には以上です。</p>
<p>福田委員</p>	<p>苺は多分、今4反くらい作ってあります。それで先ほど話があったように、稲刈時期には季節雇用を入れて、苺の時期になってくるとまた別に来てもらって仕事をする、とその作物毎に雇用を入れているみたいです。ただ、なかなか慣れるまで時間がかかるものですから慣れた人を使いたいようですが、この後もまた規模を拡大しようという考えがあられるようですので、そこになってまた変わってくるのかなというところです。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。現状のわかる範囲で情報を入れていただきました。その他ご質問とかありましたら受けますけども。無いようでしたら採決に入りたいと思います。この会社の後半の部分につきまして、問題無いと思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。以上で第29条の方は終了させていただきたいと思えます。</p> <p>引き続き、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」ということで事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、26ページご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。転用が1件です。彼杵宿郷634-1、田1筆822㎡、夫婦の連名での所有権移転となっております。一般個人住宅を新築されるためということでの売買です。備考に書いておりますけども、基準面積が500㎡ですが822㎡ということで超えておりますので理由については後ほど説明します。先ず場所につきましては、27ページにあります。28ページが現況の写真です。周りは建物で今何も作っていない634-1が申請地です。29ページ申請書ですけども飛ばします。30ページが被害防除計画書です。写真で分かったんですけども道路からちょっと下がっているので40cmから50cmの盛土を行う。擁壁を設けるということで水路の際に壁を作って水路に影響が出ないようにするという内容です。2番が農業用排水の機能に支障を生じさせないための措置ということで、雨水排水については水路放流、汚水・雑排水については下水道に接続するとなっております。31ページが公図になります。申請地が黄色で塗ってあるんですけどその右側にある青の水路が赤の町道にぶつかった所から東の方に用水になって流れて行くということで、今のところ水利権者の同意書等もらってなかったもので、利用者へ言っておいてくださいと今日立ち合いの時にお伝えしております。32ページが配置図になります。水色の線が汚水・雑排水で、ピンクの線が雨水です。四角で囲んである所が駐車場です。ABと書いてあるのが水路の断面で町道側の水路がA、建物側の水路がBとなります。(前)(後)については町道側は申請地の方を上げて蓋を掛けて、</p>

	<p>建物側の方も擁壁を作っているととなっております。34 ページ・35 ページは先ほど触れましたとおり、一般個人住宅の基準面積 500 m²を超えているということでその理由書になります。簡単に読み上げますが、この度の申請地である、彼杵宿郷 634-1 の田 822 m²につきましては、500 m²を超える地積ではありますが、一部三角形地も含まれ建物敷地として利用できない部分があります。隣接建物への配置上の配慮を行い、私が建設関係の会社に勤めている関係上、現場車・仕事道具等を積んだ車が敷地内に駐車しないといけないため、進入路の広さ・駐車場の確保が必要であり、宅地有効面積は 469.48 m²程度となります。と、ということで 35 ページですけども、この黄色で囲んである所が宅地の有効面積から除ける部分となっております。上の方が町道でそこから家の方に向かう進入路部分ですね、そこは外して良いとなっておりますので 93.5 m²を除いて、家の奥の三角形の不整形になっているので残しても意味もないし、使い勝手もないということで約 259 m²も削除することで 822 m²から引いて 469.48 m²になると出されております。最後 36 ページは土地選定調書ということで、農地以外で宅地で 2ヶ所検討したけれども、狭かったり費用的に厳しかったりで断念されております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。この件に関しまして午前中に現地確認を行っております。その中で下野さん何か行かれて感じたことを言っていただければと思いますけれどもよろしいですか。</p>
下野委員	<p>朝から現場に行ってきました。28 ページの所を見ていただければと思いますけど、水路がありまして、水路をちゃんとして頂ければ問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。本日当番委員として森委員、迎委員が現地の確認に行きましたので、何かございましたら一言ずつお願いできればと思いますけども。森さんいいですか。</p>
森委員	<p>朝から立ち会ってきましたけども、非常に歪な土地ですね、ここに家ができるのだろうかという格好をしております。しかし、水路関係をしっかりと頂ければいいんじゃないかと思います。水路からちょっと離れたところに田んぼがありますよね。その田んぼに行く水路らしくて、これは逆じゃないかなと思ったけど、そっちに行くらしいです。だから水路をしっかりと頂ければいいかと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。迎さん何かありますか。無いですか。今説明して頂きました通りでして、以前から委員を務めてる方は見覚えがある場所かと思えます。あの時もちょっと問題になった用水路ではあるんですけど、たまたま現地確認をしていたら元農業委員をしてた方が通りがかりまして、いろいろ詳しく聞いてですね、事務局と先方をお願いしたのは水路の確認、水路の管理とかはし</p>

	<p>っかりしてくださいとお願いをしております。宅地にするには森委員もおっしゃるように歪な形で非常に使いにくい土地で、農地としても使いにくい土地でありまして、水路だけしっかりして頂ければ転用は特に問題ないかなという感想ではあります。そういう状況の中で説明をしましたが、この件に関しましてご意見とかご質問があれば挙手をもってお願いします。</p> <p>何も無いでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
議長	<p>無いようでしたら、農地法第 5 条の規定による許可ということで、この件に関しまして許可相当ということで認められる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>ありがとうございます。許可相当ということで上達したいと思います。</p> <p>議事の方は以上でございます。</p> <p>6 番のその他ということで事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>お配りしております右上に資料と黄色の四角で書いてあるのをご覧ください。</p> <p>令和 5 年の利用状況調査結果がやっとまとまりましたので、ご報告を致します。</p> <p>一番右の灰色が参考に昨年総会でも説明しました通りの結果になります。見ていきますと作付有が大体 9ha くらい減ってしまっていて、ただこの内には下の農業用施設、これが未登録の分があったので、この分も入ってるのかなと思うんですけど、ここが 5ha ほど増えております。保全管理はちょっと減って、遊休農地も非農地化したところが多かったので減っております。山林原野につきましては約 20ha くらいですね。この分はまた次年度この全体面積から減る予定です。その他で 1.27ha あるという状況です。全体で 1,333ha となっております。3 番の遊休農地につきましては今、意向調査票を送っているところです。12 月 6 日水曜日に送ってございまして、回答期限を年明けの 12 日までということで送らせてもらっています。農家の方からご質問があった際にはご対応をお願いしたいと思います。4 番の山林原野、非農地についても非農地通知を発送済ということで、今 2 段階に分けて送っておりますけども、1 回目が 10 月 31 日、これは 30 何筆とかそういうレベルだったんですけど、2 回目が 12 月 20 日。280 筆くらいだったと思います。お送りしております。下の※印に書いております、中山間・多面的交付金の対象農地は耕作管理が前提となるので、判定を遊休農地や非農地とされてたんですけど、事務局の方で保全管理に変更しております。それと、農業者年金、特定処分対象農地ですね、経営移譲の年金を受けている方は、はっきりとはわからないんですけど、支給停止になりかねないということで、判定を非農地に変更しては送っておりますけども通知は送らないということにしてございまして、受給者が亡くなられた後に通知を発送させてもらうということで、これなら止まることはないかなということで対応しております。なので利用状況調査からは来年は消えているけども、実際通知は送っていないという状況で残っているということになっています。利用状況調査については以上です。</p>

次続けて裏面も説明します。令和5年度の農地利用最適化交付金ということで、加算で皆さんに報酬をお支払いしている分ですけど、まず令和4年度の交付金額が596万円。こちらはですね、令和4年の4月から9月、前期分の半期の最適化活動実績。日数とかが算定根拠となります。仕様の内訳につきましては、加算の報酬で皆さんにお支払いした、3月くらいに入っていますけども、トータルが4,125,300円。2番が事務費ですけども、タブレット端末の通信料であったりとか、管理料とか、タブレットのケース料7台分ですね。これがトータルで10万ちょっとです。残りは町から基礎報酬の財源として町の方の収入にさせてもらっています。1,733,907円です。そして令和5年度ですけども、まだ未確定の所ですけども、令和4年の4月から令和5年の3月の活動実績をもとに国から配分がされています。5,681,830円ということで、このうち委員報酬、皆さんにお支払いする予定の額が4,158,000円、事務経費が137,830円と基礎報酬の財源が未確定ですけど1,386,000円となっております。どこら辺が変わったのかと言いますと、この交付金のうち委員分と委員会分に分けて配分されるんですけども、委員会分が報酬に使用できなくなったことで、これはそもそも事務費に使う交付金なのに報酬に充ててはならないと国が言い出して委員分が4,092,000円で委員会分の1,868,000円のほとんどが報酬の財源として使ってたんですけども駄目ということで満額で言うとR5年も7,225,000円来ていたんですが、実際使えるのが5,681,000円ちょっとということで委員会分の対象経費は、137,830円だけとなります。これは補足ということでこういうものと覚えておいてください。

算定方式の変更につきましては、委員分のうち75%加算報酬の財源とする。残りの25%は町の基礎報酬の財源とする。①のうち70%を活動日数等による活動実績割の算定根拠にして振り分けた後残ったものを均等に配分するという内容となっております。よくわからないかもしれませんが、こういう方法でやっているという事を報告します。一番下の方になりますけども、平均活動日数の算定対象期間は令和5年の4月から来年の3月いっぱいとするということで、加算分の支払月は4月になる見込みで、皆さんにお願いしたいところは3月分までの活動記録は4月15日までにご提出をお願いします。3月末までの分を4月に半月くらいで提出とタイトではあるんですけど、取りまとめに時間を要するのでご協力を頂きたいと思います。説明は以上です。

最初の利用状況調査も含めて、何かご質問等ございませんでしょうか。

加算分は一応去年並みには皆さんにお配り出来るようにということで設定はしております。去年は改選された委員さんにも最適化活動をされていたという事でお支払いしてはいますが、今年は今年度活動した人だけなのでその分少し増えるのかなというところです。

事務局長

補足なんですけども、今年度は書いている分の交付金が来ているんですけど、交付金の算定方法がなかなか国が示してくれなくて、来年度も今年度と同じ活動をしたから同じ金額が来るとは保証されておりませんのでご了承ください。

議長	何か今までの事で質問とか無いですか。
事務局	<p>総会次第のところの下の方なんですけども、7番の所で1月25日に総会がありますが、その後に町長との意見交換会を開催予定ということで栄喜屋さんを18時に予約しております。そこで総会を何時に開始するかを皆さんに確認を取りたくて、通常通り13時半に始めてまた再集合をするか、それとも15時半～17時くらいにしてバスとかでそのまま行くかというところなんですけど。</p> <p>(「夕方からが良い、そのまま行く」の声)</p>
事務局	<p>それでは時間を遅らせてスタートして、バスを利用する人と直接行く人ということでご案内してよろしいですかね。意見交換会につきましては文書を送って出欠を取りますけど、欠席の方だけ事務局に早めに連絡を頂くということでよろしくをお願いします。あと、1月16日、県央地区の研修会があります。今のところ半分程の出席があります。もし、欠席される方は早めに事務局に連絡をお願いします。おそらく夏の分と一緒に12時半くらいに児童体育館に集合して千綿児童体育館に寄って一時半からで帰りは4時くらいになるかと思います。欠席者は必ず連絡をお願いします。以上です。</p>
議長	皆様方から質問とか無いですか。
清心委員	<p>毎年恒例の「ながさき女性の集い」が1月30日に諫早市で開催されます。男性の方もぜひ出席をしてもらえればと思います。もしよかったら、その文章を1月16日の研修会の通知と一緒に送っていただければと思います。ぜひ参加をお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>その他何も無いですかね。無いようでしたら令和5年の最後の総会を終了したいと思います。皆様良いお年をお迎えください。</p>

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

4番

5番